

岡谷市国民健康保険税の税率等の改定案

1. 令和8年度の課税から適用する。
2. 岡谷市国民健康保険税条例（昭和34年岡谷市条例第19号）の一部を次のとおり改正する。

(税率等)

区分			適用条項		現行（A）	改定案（B）	（B）－（A）
基礎 （医療）	所得割（税率）		第4条		7.26%	7.17%	△0.09%
	均等割		第6条		23,200円	24,000円	800円
	平等割	特定世帯及び特定継続世帯以外	第6条の2	(1)	22,600円	23,000円	400円
		特定世帯		(2)	11,300円	11,500円	200円
		特定継続世帯		(3)	16,950円	17,250円	300円
後期高齢者 支援金等	所得割（税率）		第6条の3		2.89%	2.86%	△0.03%
	均等割		第6条の5		10,200円	10,800円	600円
	平等割	特定世帯及び特定継続世帯以外	第6条の6	(1)	8,200円	8,600円	400円
		特定世帯		(2)	4,100円	4,300円	200円
		特定継続世帯		(3)	6,150円	6,450円	300円
介護納付金	所得割（税率）		第7条		2.38%	2.33%	△0.05%
	均等割		第8条の2		10,000円	9,800円	△200円
	平等割		第8条の3		8,000円	8,000円	0円
子ども・子育て 支援納付金	所得割（税率）		第8条の4			0.26%	0.26%
	均等割		第8条の5			900円	900円
	18歳以上均等割		第8条の6			100円	100円
	平等割	特定世帯及び特定継続世帯以外	第8条の7	(1)		900円	900円
		特定世帯		(2)		450円	450円
		特定継続世帯		(3)		675円	675円

(低所得者に対する軽減額)

区分				適用条項（改正後）		現行（A）	改定案（B）	（B）－（A）		
基 礎 （ 医 療 ）	7割 軽減額	均等割		第22条 第1項(1)	ア		16,240円	16,800円	560円	
		平等割	特定世帯及び特定継続世帯以外		イ	(ア)	15,820円	16,100円	280円	
					(イ)	7,910円	8,050円	140円		
					(ウ)	11,865円	12,075円	210円		
	5割 軽減額	均等割		第22条 第1項(2)	ア		11,600円	12,000円	400円	
		平等割	特定世帯及び特定継続世帯以外		イ	(ア)	11,300円	11,500円	200円	
					(イ)	5,650円	5,750円	100円		
					(ウ)	8,475円	8,625円	150円		
	2割 軽減額	均等割		第22条 第1項(3)	ア		4,640円	4,800円	160円	
		平等割	特定世帯及び特定継続世帯以外		イ	(ア)	4,520円	4,600円	80円	
					(イ)	2,260円	2,300円	40円		
					(ウ)	3,390円	3,450円	60円		
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	7割 軽減額	均等割		第22条 第1項(1)	ウ		7,140円	7,560円	420円	
		平等割	特定世帯及び特定継続世帯以外		エ	(ア)	5,740円	6,020円	280円	
					(イ)	2,870円	3,010円	140円		
					(ウ)	4,305円	4,515円	210円		
	5割 軽減額	均等割		第22条 第1項(2)	ウ		5,100円	5,400円	300円	
		平等割	特定世帯及び特定継続世帯以外		エ	(ア)	4,100円	4,300円	200円	
					(イ)	2,050円	2,150円	100円		
					(ウ)	3,075円	3,225円	150円		
	2割 軽減額	均等割		第22条 第1項(3)	ウ		2,040円	2,160円	120円	
		平等割	特定世帯及び特定継続世帯以外		エ	(ア)	1,640円	1,720円	80円	
					(イ)	820円	860円	40円		
					(ウ)	1,230円	1,290円	60円		
介 護 納 付 金	7割 軽減額	均等割		第22条 第1項(1)	オ		7,000円	6,860円	△140円	
		平等割			カ		5,600円	5,600円	0円	
	5割 軽減額	均等割		第22条 第1項(2)	オ		5,000円	4,900円	△100円	
		平等割			カ		4,000円	4,000円	0円	
	2割 軽減額	均等割		第22条 第1項(3)	オ		2,000円	1,960円	△40円	
		平等割			カ		1,600円	1,600円	0円	
子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金	7割 軽減額	均等割		第22条 第1項(1)	キ			630円	630円	
		18歳以上均等割			ク			70円	70円	
		平等割	特定世帯及び特定継続世帯以外		ケ	(ア)		630円	630円	
					(イ)		315円	315円		
					(ウ)		473円	473円		
	5割 軽減額	均等割		第22条 第1項(2)	キ			450円	450円	
		18歳以上均等割			ク			50円	50円	
		平等割	特定世帯及び特定継続世帯以外		ケ	(ア)		450円	450円	
					(イ)		225円	225円		
					(ウ)		338円	338円		
	2割 軽減額	均等割		第22条 第1項(3)	キ			180円	180円	
		18歳以上均等割			ク			20円	20円	
		平等割	特定世帯及び特定継続世帯以外		ケ	(ア)		180円	180円	
					(イ)		90円	90円		
					(ウ)		135円	135円		

(未就学児1人あたりの均等割軽減額)

区分			適用条項（改正後）			現行（A）	改定案（B）	（B）－（A）
基礎 （医療）	均等割□	7割軽減世帯	第22条 第2項(1)	ア		3,480円	3,600円	120円
		5割軽減世帯		イ		5,800円	6,000円	200円
		2割軽減世帯		ウ		9,280円	9,600円	320円
		上記以外		エ		11,600円	12,000円	400円
後期高齢者 支援金等	均等割	7割軽減世帯	第22条 第2項(2)	ア		1,530円	1,620円	90円
		5割軽減世帯		イ		2,550円	2,700円	150円
		2割軽減世帯		ウ		4,080円	4,320円	240円
		上記以外		エ		5,100円	5,400円	300円
子ども・子育て 支援納付金	均等割	7割軽減世帯	第22条 第2項(3)	ア			135円	135円
		5割軽減世帯		イ			225円	225円
		2割軽減世帯		ウ			360円	360円
		上記以外		エ			450円	450円

3. 令和8年度岡谷市国民健康保険事業特別会計の当初予算案は、長野県から示された確定係数による算定結果に基づき、税率等の改定を行うものとして予算編成を行う。
4. 「長野県国民健康保険運営方針」に沿って、保険料水準の平準化に向けて改定していくこととし、これに伴う影響については、被保険者の負担軽減を図るものとして、岡谷市国民健康保険事業基金から、令和8年度においても9百万円を繰り入れ、これが不足する際は、繰越金により対応するものとする。